

<令和6年度児童手当・特例給付 支給区分の確認方法>

- ・令和6年6月分から令和6年9月分までの児童手当
: 令和6年度所得(令和5年1月~12月分)により支給額が変わります。
- ・令和6年10月分からの児童手当 : 所得により支給額が変わることはありません。

①まず、所得額をご確認ください。

納税通知書の場合(松戸市 市民税課より個人宛に送付)

課税内容は、右記のとおりです。

賦課期日の住所及び氏名

項目	金額(円)	項目	金額(円)
収入金額		② 雑損控除	
給与収入		医療費控除	
公的年金収入		社会保険料	
① 事業所得		小規模企業等掛金	
不動産所得		生命保険料	
利子所得		地震・損害保険料	
配当所得		障害者	
雑所得(公的年金等)		勤労学生	
雑(その他)			
総合課税一時			
総所得計			

特別徴収税額通知の場合(松戸市 市民税課より勤務先を通じて送付)

所得	所得区分	金額
給与収入	給与所得	
公的年金収入	公的年金所得	
その他の所得	雑所得	
雑所得金額①		

この金額から10万円控除

①

A
所得額
= ① + ②

A-B
児童手当の判定上の所得額

②確定申告をされた方は、下記所得に該当があるかをご確認ください。

- ・退職所得(総合課税)
- ・山林所得
- ・土地等にかかる事業所得等
- ・長期譲渡所得(分離課税)
- ・短期譲渡所得(分離課税)
- ・先物取引にかかる雑所得
- ・条約適用利子等
- ・条約適用配当等
- ・特例適用利子等
- ・特例適用配当等

合計額

②

③社会保険料相当分は、一律8万円の控除となります。(全員に適用)

③ 8万円

④市民税について、下記の控除を受けているかをご確認ください。

控除できる金額	
・雑損控除	課税上、実控除額
・医療費控除	
・小規模企業共済等掛金控除	
・特別障害者控除	40万円
・障害者控除	27万円
・勤労学生控除	27万円
・寡婦(夫)控除	27万円
・ひとり親控除	35万円
・老人扶養親族、老人控除対象配偶者	一人につき6万円

合計額

④

B
控除額
= ③ + ④ + ⑤

⑤公的年金に係る雑所得がある場合

⑤ 10万円

<児童手当の所得制限・所得上限限度額表>

※扶養親族等の数 (市・県民税等の所得申告上のもの)	①所得制限限度額	②所得上限限度額
	(①以上②未満の場合、 月額5,000円(児童1人)	(②以上の場合、 支給の対象外)
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

※所得額がご不明な場合には、ご申請をいただけましたら、市にて公簿等により確認し審査を行います。なお、児童手当の判定上の所得額については、申請者様が算出された所得額と本市が公簿等により確認し審査した結果の所得額が異なる場合があります。

※税の控除対象にならない16歳未満の児童や同一生計配偶者も含まれますが、申告をすることが必要です。